

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

## 目次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定 (保険課)

保険薬剤師の登録 ( )

特定計量器の定期検査の実施 (商工振興課)

農業振興地域の区域の変更 (農政課)

土地改良区の役員の就退任 (農村整備課)

電線共同溝を整備すべき道路等の指定 (道路課)

都市計画の決定 (都市計画課)

都市計画の変更 (三件) ( )

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正 (会計課)

◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の解散の届出

資金管理団体の届出

資金管理団体の指定の取消しの届出

◇ 正 誤

平成七年七月十一日付鳥取県告示第五百十三号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第百五十号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十一年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 友愛会	八頭郡八束町大字宿井宿一〇二一一	平成八年二月一日
岡医院	岩美郡福部村大字海士四七一一	平成八年二月二十一日
医療法人大谷整形外科医院	鳥取市正蓮寺四二一一	平成八年三月一日
永井整形外科医院	米子市上後藤二丁目八一二六	〃
真誠会医院	米子市河崎五八〇	〃
加藤医院 佐治出張診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木二二三五	〃
伊藤歯科医院 鳥取医院	鳥取市栄町四〇一	〃
伊藤歯科医院 智頭医院	八頭郡智頭町大字智頭一七〇八一三	〃
きむら耳鼻咽喉科医院	鳥取市富安一丁目七六一二	平成八年三月九日
みなみ薬局	鳥取市富安二丁目七六六	平成八年三月一日
遠藤全快堂薬局	米子市日野町一六五	〃

鳥取県告示第百五十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
柳 清 典 子	鳥薬第九六八号	平成八年三月一日

鳥取県告示第百五十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実 施 期 間	実 施 場 所
岩美郡及び東伯郡	平成八年四月十六日から平成九年三月三十一日まで	当該特定計量器の所在の場所

二 一の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実施期日	実 施 時 間	実 施 場 所
岩美郡 岩美町	平成八年 四月十六日	午前十時三十分から 午前十一時三十分まで	岩美町大字岩井六一四 岩美町老人福祉センター
〃	〃	午後一時から 午後二時まで	岩美町大字院内四三五―二 鳥取いなば農業協同組合小田支所
〃	平成八年 四月十七日	午前十時から 午後三時まで	岩美町大字浦富一〇三八―六 岩美町中央公民館
岩美郡 福部村	平成八年 四月十八日	〃	福部村大字細川六六八 福部村役場
岩美郡 国府町	平成八年 四月十九日	午前十時三十分から 午前十一時三十分まで	国府町大字中河原六八―六 国府町林業会館
〃	〃	午後一時から 午後三時まで	国府町大字中郷九一三 鳥取いなば農業協同組合国府町支 店果実選果場
岩美郡	平成八年 四月二十六日	〃	鳥取市秋里三九〇 鳥取県工業試験場
〃	平成八年五月 一日から同月 三十一日まで	午前九時から 午後四時まで	鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県計量検定所
東伯郡 泊村	平成八年 五月十三日	午前十時三十分から 正午まで	泊村大字泊五三四―一 泊村役場
東伯郡 羽合町	平成八年 五月十四日	午前十時三十分から 午後二時まで	羽合町大字赤池六〇 羽合町農業協同組合選果場
東伯郡 東郷町	平成八年 五月十五日	〃	東郷町大字龍島五〇〇 東郷町役場

東伯郡 三朝町	平成八年 五月十六日	〃	三朝町大字大瀬九九一―二 三朝町総合文化ホール
東伯郡 関金町	平成八年 五月二十日	午前十時三十分から 正午まで	関金町大字大鳥居一九一―一 関金町山村開発センター
東伯郡 〃	平成八年 五月二十七日	午後一時から 午後三時まで	倉吉市山根上大日五二九―二 鳥取県立倉吉体育文化会館
〃	平成八年六月 三日から同月 二十八日まで	午前九時から 午後四時まで	鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県計量検定所

鳥取県告示第百五十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、鳥取市に係る農業振興地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部農政課及び鳥取地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	変 更 後 の 区 域
鳥取地域	鳥取市の区域のうち、次の区域を除いた区域 一 平成八年三月鳥取県告示第百五十八号で変更した鳥取都市計画による市街化区域 二 平成七年二月鳥取県告示第一四九号で変更した鳥取都市計画による市街化区域

- 三 昭和六十年十月鳥取県告示第千二十六号で市街化区域から市街化調整区域に変更した区域（ただし、古海字西中田三三七の二、三三七の三、三七四の二から三七四の四まで、三七五の二から三七五の五まで、三七六の二、三七六の三、三七七、三七八の二、三七八の三から三七八の六まで、三七九の二から三七九の七まで、三八〇の二から三八〇の七まで、三八一の八、字上池ノ内四七六、四七六の二、四七七、四七八の二から四七八の三まで、四七九の二から四七九の三まで、四八〇の二、四八〇の三、四八一の二、四八一の三、四八二の二、四八二の三、四八三の二、四八三の三、四八四の二、四八四の三、四八五、四八六の二、四八六の三、四八七の二、四八七の三、四八八の二、四八八の三、四八九の二、四八九の三、四九〇の二、四九〇の三、四九一の二、四九一の三、四九二の二、四九二の三、字下池ノ内四九三から四九五まで、四九五の二、四九六の二から四九六の四まで、四九七、四九八の二、四九八の三、四九九の二、四九九の三、五〇〇、五〇一、五〇二の二、五〇二の三、五〇三の二、五〇三の三、五〇四の二、五〇四の三、五〇五の二、五〇五の三、五〇六の二、五〇六の三、五〇七の二、五〇七の三、五〇八の二、五〇八の三、五〇九の二、五〇九の三、字下山崎一八四の二、滝山字山下四〇三、四〇四の二、四〇四の三、字小西谷口四二九の二、四二九の三、四二九の四、四二九の五、四二九の六、四二九の七、四二九の八を除く。）で第一号図から第十号図までの青色で着色した区域
- 四 千代川河口及び鳥取大橋までの千代川左岸のうち第十一号図の青色で着色した区域
- 五 山陰海岸国立公園の特別地域
- 六 鳥取空港の区域
- 七 山陰海岸国立公園の特別地域、流岸線、鳥取港港湾隣接地域、旧袋川との合流点までの千代川右岸、市街化区域、一般国道九号及び昭和五十二年三月鳥取県告示第百四十一号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の鳥取市に係る林班番号四に囲まれた区域
- 八 昭和五十二年三月鳥取県告示第百四十一号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の鳥取市に係る林班番号四、五、一〇から一七まで、四六、四八、四九、五三から五五まで、五八から六一まで、六五から六八まで、一〇二から一〇四まで、一〇七から一一三まで、一二三から一二六まで、一三〇から一三四まで、一三七から一三九まで、一四二から一五二まで、一五六から一五八まで、一七三、一七五、一七六、一七九、一八〇、一九〇、一九一、二〇三及び二〇四の区域並びに昭和五十六年四月一日現在の国有林の林班番号一から六まで、一一三、一一四及び一〇三二の区域（第一号図から第十一号図までは省略する。）

鳥取県告示第百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり宇野山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 松村 春正 東伯郡羽合町大字宇野一五五九
  - 〃 竹中 節蔵 東伯郡羽合町大字宇野八一七
  - 〃 水野 昭 東伯郡羽合町大字宇野一五六八
  - 〃 上川 昭 東伯郡羽合町大字宇野七二二一
  - 〃 本田 勝義 東伯郡羽合町大字宇野八四八
  - 〃 伊藤 義輝 東伯郡羽合町大字宇野七九〇
  - 〃 本田 幸夫 東伯郡羽合町大字宇野一五八九
  - 〃 中嶋 正敏 東伯郡羽合町大字宇野一六一三
  - 〃 中川 勝 東伯郡羽合町大字宇野一五四二
  - 〃 坂本 文弘 東伯郡羽合町大字宇野一五八三―三
  - 〃 坂本 文弘 東伯郡羽合町大字宇野八〇〇
- 平成七年十二月七日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 松村 春正 東伯郡羽合町大字宇野一五五九
- 〃 竹中 節蔵 東伯郡羽合町大字宇野八一七
- 〃 水野 昭 東伯郡羽合町大字宇野一五六八
- 〃 上川 昭 東伯郡羽合町大字宇野七二二一

- 〃 本田 勝義 東伯郡羽合町大字宇野八四八
  - 〃 木村 政通 東伯郡羽合町大字宇野一五七九―一
  - 〃 伊藤 義輝 東伯郡羽合町大字宇野七九〇
  - 〃 本田 幸夫 東伯郡羽合町大字宇野一五八九
  - 〃 中嶋 正敏 東伯郡羽合町大字宇野一六一三
  - 〃 中川 勝 東伯郡羽合町大字宇野一五四二
  - 監事 西村 清安 東伯郡羽合町大字宇野一五八三―三
  - 〃 坂本 文弘 東伯郡羽合町大字宇野八〇〇
  - 〃 尾坂 寿秋 東伯郡羽合町大字宇野一五八二
- 平成七年十二月八日就任 任期四年

鳥取県告示第百五十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路及び道路の部分の部分を指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

道路の種類	路線名	区 間	指定の部分
一般国道	一八〇号	米子市糍町二丁目四一―地先から同市富士見町二丁目二八―一―地先まで	下り線
主要地方道	鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字三朝字株湯六四三―二―地先から同大字字椋谷口九八七―四―地先まで	上下線
主要地方道	米子境港線	米子市西町七二―三―地先から同市西町七二―四―地先まで	下り線

一般県道	鳥取国府線	鳥取市東品治町一〇九地先から同市東品治町一〇六地先まで	上下線
------	-------	-----------------------------	-----

鳥取県告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、次の都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画用途地域

二 都市計画を定める土地の区域

第一種低層住居専用地域

鳥取市浜坂、浜坂二丁目、浜坂三丁目、北園二丁目、美萩野一丁目、美萩野二丁目、美萩野三丁目、三津、伏野、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目、布勢、桂見、東町一丁目、栗谷町、江崎町、馬場町、中町、上町、東今在家、桜谷、正蓮寺、大杓、面影一丁目、雲山、海蔵寺、若葉台南一丁目、若葉台南二丁目、若葉台南三丁目、若葉台南五丁目、若葉台南六丁目、若葉台北六丁目及び生山の各一部並びに浜坂五丁目、北園一丁目及び湯所町一丁目の各全部

第一種中高層住居専用地域

鳥取市浜坂、浜坂東一丁目、浜坂一丁目、浜坂二丁目、浜坂三丁目、浜坂四丁目、浜坂七丁目、北園二丁目、覚寺、田護寺、美萩野一丁目、美萩野三丁目、伏野、江津、秋里、青葉町一丁目、青葉町二丁目、青葉町三丁目、丸山町、湯所町一丁

目、湯所町二丁目、東町三丁目、上町、中町、立川町一丁目、立川町二丁目、立川町三丁目、立川町四丁目、立川町五丁目、卯垣一丁目、卯垣二丁目、卯垣三丁目、卯垣四丁目、卯垣五丁目、卯垣、滝山、岩倉、大杓、面影一丁目、東今在家、吉成、吉成一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目、宮長、吉成南一丁目、吉成南二丁目、古海、徳尾、湖山町北二丁目、湖山町北三丁目、湖山町北四丁目、湖山町北五丁目、湖山町、湖山町西二丁目、湖山町南二丁目、湖山町南四丁目、湖山町南五丁目及び若葉台南二丁目の各一部並びに浜坂六丁目の全部並びに若美郡国府町稲葉丘一丁目、稲葉丘二丁目、奥谷一丁目、奥谷二丁目、奥谷三丁目、分上二丁目、宮下及び大字宮下の各一部並びに稲葉丘三丁目の全部

第二種中高層住居専用地域

鳥取市秋里、賀露町、立川町五丁目、大杓、東今在家、南吉方町三丁目、新、雲山、大覚寺、吉成二丁目、徳吉、南安長二丁目、南安長三丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、湖山町北三丁目、湖山町北五丁目、湖山町北六丁目、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目、布勢、美萩野一丁目及び松並町二丁目の各一部並びに若美郡国府町新通り一丁目、新通り二丁目及び新通り三丁目の各一部

第一種住居地域

鳥取市浜坂、覚寺、丸山町、北園二丁目、江津、秋里、松並町一丁目、田島、西品治、田園町二丁目、田園町三丁目、田園町四丁目、南町、薬師町、新品治町、寿町、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町四丁目、東町二丁目、東町三丁目、西町三丁目、西町四丁目、片原四丁目、片原五丁目、材木町、行徳二丁目、行徳三丁目、栗谷町、江崎町、掛出町、包丁人町、中町、元大工町、寺町、吉方温泉二丁目、吉方温泉三丁目、吉方温泉四丁目、吉方町一丁目、吉方町二丁目、立川町二丁目、立川町三丁目、立川町四丁目、立川町五丁目、卯垣二丁目、卯垣三丁目、卯垣四丁目、卯垣、岩倉、大杓、南吉方三丁目、雲山、新、大覚寺、的場、正蓮寺、叶、叶一丁目、西大路、宮長、富安、吉成一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目、吉成、吉成南町二丁目、富安一丁目、古市、桜谷、安長、古海、徳尾、緑ヶ丘二丁目、賀露町、湖山町西一丁目、湖山町、湖山町南一丁目、湖山町南二丁

目、湖山町南五丁目、湖山町北二丁目、湖山町北四丁目、湖山町北六丁目、湖山町東一丁目、湖山町東五丁目、布勢、桂見、海蔵寺、若葉台南一丁目、若葉台南二丁目、紙子谷、南隈及び晩稲の各一部並びに田園町一丁目、相生町三丁目、西町五丁目、玄好町、大榎町、大工町頭、御弓町及び立川町六丁目の各全部並びに岩美郡国府町分上二丁目、分上四丁目、奥谷二丁目、奥谷三丁目、新通り二丁目、新通り三丁目、新通り四丁目、宮下、大字宮下及び大字町屋の各一部並びに分上一丁目、分上三丁目、新町一丁目及び新町二丁目の各全部

第二種住居地域

鳥取市若葉台南五丁目、若葉台南四丁目及び生山の各一部  
近隣商業地域

鳥取市松並町一丁目、松並町二丁目、松並町三丁目、安長、覚寺、丸山町、田園町二丁目、田園町三丁目、田園町四丁目、青葉町一丁目、青葉町二丁目、青葉町三丁目、秋里、田島、西品治、薬師町、新品治町、寿町、南町、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町四丁目、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、西町五丁目、片原一丁目、片原二丁目、片原三丁目、片原四丁目、片原五丁目、本町五丁目、茶町、元魚町四丁目、川端五丁目、行徳一丁目、行徳二丁目、行徳三丁目、元大工町、戒町、寺町、吉方温泉一丁目、吉方温泉二丁目、吉方温泉三丁目、吉方町一丁目、立川町二丁目、湯所町二丁目、材木町、湖山町西一丁目、湖山町、湖山町北一丁目、湖山町北二丁目、湖山町北三丁目及び湖山町北六丁目の各一部並びに鍛冶町及び桶屋町の各全部

商業地域

鳥取市掛出町、江崎町、戒町、吉方温泉一丁目、吉方温泉三丁目、吉方、富安一丁目、富安二丁目、天神町、幸町、行徳一丁目、南町、片原一丁目、片原二丁目、片原三丁目、片原四丁目、片原五丁目、本町五丁目、茶町、元魚町四丁目、川端五丁目、西町一丁目、西町二丁目、海蔵寺、紙子谷及び若葉台北六丁目の各一部並びに尚徳町、上魚町、若桜町、職人町、弥生町、末広温泉町、永楽温泉町、東

品治町、扇町、栄町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、二階町一丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、二階町四丁目、新町、元魚町一丁目、元魚町二丁目、元魚町三丁目、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目及び元町の各全部  
準工業地域

鳥取市幸町、天神町、富安、富安一丁目、吉方、南吉方一丁目、南吉方二丁目、南吉方三丁目、立川町五丁目、吉方温泉四丁目、岩倉、大杓、雲山、新、正蓮寺、吉成、吉成二丁目、吉成三丁目、大覚寺、的場、宮長、叶、叶一丁目、吉成南町一丁目、吉成南町二丁目、古市、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、南安長二丁目、南安長三丁目、安長、徳吉、秋里、津ノ井、杉崎、賀露町、南隈及び晩稲の各一部並びに興南町、立川町七丁目及び商栄町の各全部並びに岩美郡国府町新通り一丁目、新通り二丁目、新通り四丁目及び分上四丁目の各一部

工業地域

鳥取市古市、幸町、天神町、宮長、叶、叶一丁目、正蓮寺、雲山、南栄町、津ノ井、安長、岩吉、秋里、湖山町東二丁目、湖山町東五丁目、香取、栴真谷、古海、徳尾、南隈、晩稲、賀露町、江津、若葉台南一丁目及び若葉台南六丁目の各一部並びに千代水一丁目、千代水二丁目、千代水三丁目、千代水四丁目、湖山町東三丁目、湖山町東四丁目及び若葉台南七丁目の各全部

工業専用地域

鳥取市港町、本高、北村、安長、岩吉、湖山町東五丁目、古海、南栄町、叶、宮長、徳吉、船木及び津ノ井の各一部並びに五反田町の全部

鳥取県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）におい

て公衆の縦覧に供する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・四・十八号晚稲賀露線、三・四・十九号南隈晚稲循環線、三・四・二十号晚稲南隈線、三・五・七号末広滝山線及び三・六・四号立川甌山線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・四・十八号晚稲賀露線

追加する部分

鳥取市晚稲字白毛、字柿免追後、字追後及び字宮分、南隈字北浦官分並びに賀露町字東長源寺、字西長源寺、字東横枕、字西横枕、字長隈、字石津、字江淵、字上小路ノ巻、字上浜、字神明及び字海岸

2 三・四・十九号南隈晚稲循環線

追加する部分

鳥取市南隈字曾崎、字五輪、字瓜ヶ隈、字狐隈ノ二、字東土居、字鉄炮田、字早免、字西土居及び字浄土田、賀露町字東横江、字西横江、字東三五田、字東高縄手、字小物尾、字東横枕、字下り松、字大津和、字塩入、字東河原、字西今津畑方、字中瀬ノ一及び字松林並びに晚稲字下陳後、字上陳後、字前田馬上免字白毛及び字柿免追後

3 三・四・二十号晚稲南隈線

追加する部分

鳥取市晚稲字柿免追後及び字追後並びに南隈字東折返、字西折返、字五輪及び字瓜ヶ隈

4 三・五・七号末広滝山線

変更する部分

鳥取市立川町四丁目及び五丁目

5 三・六・四号立川甌山線

変更する部分

鳥取市立川町五丁目

鳥取県告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域

追加する部分

鳥取市江津字水押通、秋里字上巻町ヶ坪、字西須原及び字下大石橋、南隈字曾崎、字五輪、字東折返、字西折返、字瓜ヶ隈、字狐隈ノ二、字鉄炮田、字東土居、字西土居、字早免、字北浦官分、字浄土田及び字総斗田、晚稲字船戸、字上赤田、字下総斗田、字中赤田、字下赤田、字白毛、字柿免追後、字追後、字宮分、字前田馬上免、字東土居、字西土居、字上陳後及び字下陳後並びに賀露町字東横江、字西横江、字東三五田、字東高縄手、字小物尾、字東横枕、字長刀田、字西長源寺、字東長源寺、字下り松、字今津田方、字大津和、字塩入、字北川測、字西河原、字西外河原、

字東河原、字東外河原、字中瀬ノ一、字中瀬ノ二、字西今津畑方、字今津畑方、字松林、字東今津畑方、字柳内田方及び字中瀬ノ三

鳥取県告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町二丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画土地区画整理事業 千代水第二土地区画整理事業

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

鳥取市賀露町字東横江、字西横江、字東三五田、字東高縄手、字小物尾、字東横枕、字長刀田、字西長源寺、字東長源寺、字下り松、字今津田方、字大津和、字塩入、字北川測、字西河原、字西外河原、字東河原、字東外河原、字中瀬ノ二、字中瀬ノ一、字西今津畑方、字今津畑方、字松林、字東今津畑方及び字柳内田方、晚稲字船戸、字上赤田、字下総斗田、字中赤田、字下赤田、字白毛、字柿免追後、字追後、字宮分、字前田馬上免、字東土居、字西土居、字上陳後及び字下陳後、南隈字曾崎、字五輪、字東折返、字西折返、字瓜ヶ隈、字孤隈ノ二、字鉄炮田、字東土居、字西土居、字早免、字北浦官分、字浄土田及び字総斗田、江津字水押通並びに秋里字上耆町ヶ坪、字西須原及び字下大石橋

鳥取県告示第百六十号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成八年四月九日から施行する。

平成八年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

横川支店	広島市西区横川町二丁目
横川支店	広島市西区横川町二丁目
商工センター支店	広島市西区草津新町二丁目

に改める。

を

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

平成八年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成八年三月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

- 一 日時 平成八年三月二十五日（月）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町二丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会



三 議題

- (一) 平成八年度明るい選挙推進運動要領および事業計画について
- (二) 平成八年度市町村選挙管理委員・啓発担当者研修会の開催について

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成八年三月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
竹田哲男後援会	瀬尾 学	朝倉 一郎	東伯郡関金町大字 泰久寺六六三	平成八年 一月十八日	その他の政治団体
山内おさむ政経懇話会	山内 功	扇谷達夫	米子市加茂町一丁目一四	平成八年 一月三十一日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成八年三月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県乗用自動車協会支部	代表者の氏名	小磯 秀雄	森本 梅次	平成八年 一月二十六日	政党の支部
〃	会計責任者の氏名	宮本 豊徳	山本千賀子	〃	〃
自由民主党福部村支部	主たる事務所の所在地	岩美郡福部村 大字湯山三七	岩美郡福部村 大字岩戸一〇	平成八年 一月二十九日	〃
〃	代表者の氏名	飼牛陽一郎	中西 重康	〃	〃
社会民主党鳥取県連合	政治団体の名称	社会民主党鳥取県連合	日本社会党鳥取県本部	平成八年 二月五日	〃
〃	代表者の氏名	安達 俊幸	吉田 達男	〃	〃
社会民主党倉吉支部	政治団体の名称	社会民主党倉吉支部	日本社会党倉吉総支部	〃	〃
社会民主党鳥取支部	〃	社会民主党鳥取支部	日本社会党鳥取総支部	〃	〃
社会民主党米子支部	〃	社会民主党米子支部	日本社会党米子総支部	〃	〃
自由民主党河原町支部	会計責任者の氏名	中山 明保	右近 利夫	平成八年 二月二十九日	〃
自由民主党倉吉市北谷支部	〃	山根 儀康	佐々木龍明	〃	〃



山口まさのぶ後援会	政治団体の名称	山口まさのぶ後援会	市位	清明	湯原 義胤	〃	〃
村山洋一後援会	代表者の氏名	上山金次郎	〃	〃	〃	〃	〃
西和会鳥取県支部	〃	田中 由夫	〃	〃	〃	〃	〃
日本行政書士政治連盟鳥取県支部	主たる事務所の所在地	鳥取市行徳一丁目一六	〃	〃	〃	〃	〃
鳥取県建設政治連盟	会計責任者の氏名	森本 晃嘉	〃	〃	〃	〃	〃
日本行政書士政治連盟鳥取県支部	〃	高岡 繁	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	三谷 幸登	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年三月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取エフワン支部	前川 清治	前川 清治	鳥取市吉成二丁目一四―二一	平成八年二月二十九日	政党の支部
太田吾郎後援会	霜田 秀雄	三中 喜美	鳥取市吉成南町一丁目二六―一七	平成八年一月二十四日	その他の政治団体
藤原南山後援会	西墻 邦夫	河崎佐智夫	鳥取市秋里九五〇―六	〃	〃
木村守正後援会	池本 勝美	福田磯次郎	八頭郡用瀬町大字用瀬四三二	平成八年一月二十六日	〃
鳥取温知会	吉岡 利固	吉岡 利固	鳥取市富安一丁目一五二	平成八年一月三十一日	〃
岡本哲郎後援会	田中 剛	木村 照雄	岩美郡国府町大字木原七八	平成八年二月七日	〃
明るい西伯町をつくる会	内藤 憲夫	野口 昭	西伯郡西伯町大字福成一三三二	平成八年二月八日	〃
奥田 寛後援会	奥田 寛	景山 健二	西伯郡淀江町大字中間六一九―八	〃	〃
元気な鳥取県をつくる会	奥田 保明	尾崎 英篤	鳥取市栄町二〇四	〃	〃
常田たかよし研究会	尾崎 英篤	鈴木 忠	鳥取市若桜町三九	〃	〃

浦木修一後援会	米山 實	浦木 儀子	米子市車尾二八九 一	平成八年 二月二十 六日	〃
常田たかよし政 経懇話会	常田 享詳	尾崎 英篤	鳥取市栄町二〇四	平成八年 三月一日	〃
神道政治連盟鳥 取県本部	松田 幸史	小坂 敏彦	鳥取市上町八七	平成八年 三月五日	〃
木下靖夫後援会	谷本 威	松本 五郎	八頭郡用瀬町大字 用瀬二二六	平成八年 三月六日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成八年三月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 弘

◎政党の支部

期間	平成7年1月1日～同年12月31日	ア 前年繰越額	7,892円
政治団体の名称	自由民主党鳥取エフエフ支部	イ 本年収入額	17円
報告年月日	平成8年2月29日	エ 支出総額	7,909円
	(平成7年12月31日解散)	オ 収入・支出の内訳	
		(1) 収入の内訳	
		その他の収入	
1 収入・支出の総額		10万円未満の収入	17円
(1)収入総額	7,909円	合 計	17円

(2) 支出の内訳

経常経費	7,909円
事務所費	7,909円
合 計	7,909円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係わる支出 0円)	

◎その他の政治団体

期間	平成7年1月1日～同年12月31日	ア 前年繰越額	11,387,610円
政治団体の名称	太田吾郎後援会	イ 本年収入額	124,985円
報告年月日	平成8年1月24日	(2) 支出総額	1,512,595円
	(平成7年12月31日解散)	2 収入・支出の内訳	

収入・支出の総額

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

その他の収入

政治団体の名称	藤原南山後援会	10万円未満の収入	4,985円
報告年月日	平成8年1月24日	合 計	124,985円
	(平成7年12月31日解散)	(2) 支出の内訳	

(2) 支出の内訳

収入・支出の総額		経常経費	
1 収入総額	0円	光熱水費	20,260円
2 支出総額	0円	事務所費	771,410円
		小 計	791,670円

政治団体の名称 木村守正後援会

報告年月日	平成8年1月26日	政治活動費	
	(平成7年12月31日解散)	寄附・交付金	720,925円
収入・支出の総額		合 計	1,512,595円
		(うち本部又は支部に対して供与した	

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 鳥取温知会

報告年月日	平成8年1月31日
	(平成7年12月31日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	1,512,595円
----------	------------

ア 前年繰越額	11,387,610円
---------	-------------

イ 本年収入額	124,985円
---------	----------

(2) 支出総額	1,512,595円
----------	------------

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費

( 4人)	120,000円
-------	----------

その他の収入

10万円未満の収入	4,985円
-----------	--------

合 計	124,985円
-----	----------

(2) 支出の内訳

経常経費

光熱水費	20,260円
------	---------

事務所費	771,410円
------	----------

小 計	791,670円
-----	----------

政治活動費

寄附・交付金	720,925円
--------	----------

合 計	1,512,595円
-----	------------

(うち本部又は支部に対して供与した



交付金に係わる支出	0円	政治団体の名称	常田たかよし政経懇話会	個人からの寄附		木島調剤薬局	100,000円	八頭郡若桜町
政治団体の名称	常田たかよし21	資金管理団体の	常田享詳	(寄附者の氏名) (金額)	(住所)	杏林堂薬局	100,000円	鳥取市
報告年月日	平成8年2月8日	届出をした者の氏名	常田享詳	芦沢喜武	鳥取市	にしむら薬局	100,000円	八頭郡家町
(平成7年12月31日解散)		資金管理団体の	届出に係る公職の種類	岡本善一	鳥取市	すずき薬局	100,000円	鳥取市
1 収入・支出の総額	41,603,763円	参議院議員	報告年月日	井上幹雄	鳥取市	池田薬局	100,000円	鳥取市
(1) 収入総額	41,603,763円	報告年月日	平成8年3月1日	下山容一	岩美郡国府町	山本調剤薬局	100,000円	鳥取市
ア 前年繰越額	4,603,763円	(平成7年12月31日解散)		常田享詳	鳥取市	森田薬局	100,000円	八頭郡八東町
イ 本年収入額	0円	1 収入・支出の総額	39,564,000円	小 計	4,760,000円	津ノ井薬局(有)	100,000円	鳥取市
(2) 支出総額	4,603,763円	(1) 収入総額	0円	法人その他の団体からの寄附	(事務所の所在地)	小 計	5,140,000円	
2 支出の内訳		ア 前年繰越額	0円	(寄附者の名称) (金額)		政治団体からの寄附		
政治活動費		イ 本年収入額	39,564,000円	河上組(有)	鳥取市	(寄附者の名称) (金額)	(事務所の所在地)	
寄附・交付金	4,603,763円	(2) 支出総額	39,564,000円	やまごう建設(株)	鳥取市	鳥取市からの寄附		
合 計	4,603,763円	1 収入の内訳		鳥取商事	鳥取市	鳥取市からの寄附		
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係わる支出)	0円	(1) 収入の内訳		とりぎんリーナス(株)	鳥取市	鳥取市からの寄附		
		寄附 (政党匿名寄附を除く)		とりぎんカードサ	鳥取市	鳥取市からの寄附		
		(内訳別掲)		ービス	鳥取市	鳥取市からの寄附		
政治団体の名称	浦木修一後援会	個人からの寄附	4,760,000円	親和商事	鳥取市	新進党鳥取県連12,500,000円	鳥取市	
報告年月日	平成8年2月26日	(うち特定寄附)	4,000,000円	鳥取県中部医師会	倉吉市	岡山県薬剤師連盟630,000円	岡山市	
(平成7年5月7日解散)		法人その他の団体からの寄附	5,140,000円	鳥取県医師会	鳥取市	山口県薬剤師連盟265,000円	山口市	
収入・支出の総額		政治団体からの寄附	29,664,000円	鳥取県東部歯科医師会	鳥取市	広島県薬剤師連盟519,000円	広島市	
1 収入総額	0円	小 計	39,564,000円	鳥取県薬剤師連盟	鳥取市	鳥取県薬剤師連盟150,000円	松江市	
2 支出総額	0円	寄附合計	39,564,000円	医薬品小売販売	鳥取市	鳥取県薬剤師連盟500,000円	鳥取市	
		合 計	39,564,000円	田中工業(株)	鳥取市	西和会鳥取県支部100,000円	鳥取市	
		[寄附の内訳]		たむら薬局	鳥取市	小 計	29,664,000円	
						[特定寄附]		

(寄附者の名称) (金額) (住 所)	常田享詳 4,000,000円 鳥取市	松田幸史 100,000円
(2) 支出の内訳	小坂敏彦 50,000円	小坂敏彦 50,000円
経常経費	小 計 150,000円	小 計 150,000円
人件費	1,170,000円	10万円未満の収入 2,301円
事務所費	1,201,215円	合 計 504,301円
小 計	2,371,215円	(2) 支出の内訳
政治活動費	寄附・交付金 37,192,785円	経常経費
合 計	39,564,000円	人件費 100,000円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係わる支出 0円)		備品・消耗品費 20,728円
政治団体の名称 神道政治連盟鳥取本部		事務所費 222,110円
報告年月日 平成8年3月5日		小 計 342,838円
(平成7年7月26日解散)		政治活動費
1 収入・支出の総額		組織活動費 342,307円
(1) 収入総額 943,745円		調査研究費 233,790円
ア 前年繰越額 439,444円		その他の経費 24,810円
イ 本年収入額 504,301円		小 計 600,907円
(2) 支出総額 943,745円		合 計 943,745円
2 収入・支出の内訳		(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係わる支出 0円)
(1) 収入の内訳		政治団体の名称 木下靖夫後援会
個人の負担する党費又は会費		報告年月日 平成8年3月6日
( 704人) 352,000円		(平成7年12月31日解散)
借入金		収入・支出の総額
		1 収入総額 0円
		2 支出総額 0円

◎その他の政治団体

期間	平成8年1月1日～同年12月31日	イ 本年収入額	0円
政治団体の名称	明るい西伯町をつくる会	(2) 支出総額	124,386円
		2 支出の内訳	
		政治活動費	
報告年月日	平成8年2月8日	寄附・交付金	124,386円
(平成8年2月8日解散)		合 計	124,386円
1 収入・支出の総額		(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係わる支出	0円)
(1) 収入総額	124,386円		
ア 前年繰越額	124,386円		

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成八年三月十五日

鳥取県選挙管理委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
山内 功	衆議院議員	山内おるも政経懇話会	米子市加茂町一丁目一四	山内 功	平成八年一月三十一日
佐々木紘一	鳥取市議会議員	佐々木紘一後援会	鳥取市吉岡温泉町二四七	佐々木紘一	平成八年二月十三日

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の指定を取消す旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成八年三月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

常田 享詳	資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	指定を取消した団体	届出年月日
参議院議員	常田たかよし 政経懇話会	名 称	主たる事務所の所在地	平成八年 三月一日
	鳥取市栄町二〇四	代表者の氏名	常田 享詳	

正 誤

平成七年七月十一日掲載の鳥取県告示第五百十三号（土地改良区役員就退任）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
三	上	十	一一七四	一一七四―三
三	下	三	一一七四	一一七四―三

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】